

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表
○動物用生物学的製剤検定基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1568 号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
ワクチン（シードロット製剤）の部 ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード） 動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.4 から <u>3.5.8</u> までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。 以下（略）	ワクチン（シードロット製剤）の部 ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード） 動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.4 から <u>3.5.9</u> までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。 以下（略）